

海外募集型募集型企画旅行条件書

観光片長官登録旅行業 第1743号

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員

株式会社ゆめカード（イズミトラベルサービス）

☆お申込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は（株）ゆめカード（イズミトラベルサービス）（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- (1) 当社所定の申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

お申込金（お一人当たり）
旅行代金の20%～旅行代金まで

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

※上記内の「旅行代金」とは第7項の「基準旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込を受け付けます。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

- (3) 「旅行申込書」にお客様のローマ字氏名をご記入いただく際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じ、第14項のお客様の交替料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には、第15項の当社所定の取消料をいただきます。

3. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介護者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りします。
- (8) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りします。
- (9) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは脅迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期と契約書面・最終日程表の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は本項(1)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されています。
- (3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、最終旅行日程表に記載するところによります。
- (4) 当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
- (5) お申込みの時点において、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社は旅行申込書の提出及び申込金相当額を申し受けます。ただし、「当社がお申込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申込みを承諾できなかった場合」当社は当該申込金相当額を払戻しいたします。なお「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (6) 本項(5)の場合で、ウエイティング登録にかかるとコースの予約成立は、当社がお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (7) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった場合「申込金」として取り扱います。
- (8) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結及び解除については、以下の規定を適用します。
 - ①当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - ②当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- ③当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

- (9) 本項(2)の契約書面を補充する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始の前日までににお渡しいたします。（原則として旅行開始の10日前～7日前にはお渡ししますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始の前日までににお渡しいたします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）

- (1) 通信契約の申込みの際にはも当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠します。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約の申込みの際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし当社が別途指定する期日までに旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

6. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって21日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申込みをされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

7. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金として表示した金額」を減算した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第15項(1)の「取消料」、第16項(2)の「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
 - ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン等」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加料金
 - ③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
 - ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
 - ⑥その他パンフレット等で「○○○○追加代金」と称するもの（アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金）。
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
 - ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
 - ②その他パンフレット等で「△△△割引代金」と称するもの

9. こども代金と幼児代金

こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子様に適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳未満で航空座席を使用しない幼児の方に適用します。但し、利用航空会社により旅行終了日当日が基準になる場合があります。その場合はパンフレットごとにその旨表示します。

10. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限りません】を含みません。但し、パンフレット等に当該付加運賃・料金を含む旨を明示する場合を除きます。）。なお、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示するものを除き、航空機はエコノミークラス、鉄道は普通車となります。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所の間／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）。
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス等の料金・ガイド料金・入場料金等）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）。
- (5) 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除きます。）及び税・サービス料金。
- (6) お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（航空機での運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。）手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。
- (7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8) 添乗員付きコースの添乗員の同行費用

上記(1)～(8)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（重量・容積・個数の規定超過分）
- (2) クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代金に対する旅行業務取扱料金等。）。
- (4) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
- (5) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設利用料
- (6) 日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- (7) 希望者のみが参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (8) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

- (9) 運送機関の課す付加運賃・料金。但しパンフレット等に当該付加運賃・料金を含む旨を明示してある場合を除きます。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
 - (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、パンフレット等に記載の基準日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定される場合、当社はその改定される金額の範囲内で旅行代金の額を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
 - (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3) 第12項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更します。（費用の増加が運送、宿泊機関等が当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除きます。）。
 - (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず、当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところに基づき、旅行代金の額を変更します。たとえば、複数でお申込みいただいたお客様の方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。
14. お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を当社に報告していただきます。この際、交替に要する手数料として10,800円をお支払いいただきます。（既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込み店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。
 - ①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース（貸切り航空機を利用するコースを除きます。）。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日目以降31日目に当たる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合： 旅行代金の10%（5万円を上限） ピーク時以外に旅行を開始する場合： 無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目以降15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 " が30万円以上50万円未満：5万円 " が15万円以上30万円未満：3万円 " が10万円以上15万円未満：2万円 " が10万円未満：旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日・前日及び当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

*注1：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

*注2：上記表内の「旅行代金」とは第7項の「基準旅行代金」をいいます。

*注3：旅行契約成立後に“コース”又は“出発日”を変更される場合も上記取消料の対象となります。

*注4：当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も上記取消料をいただきます。

- ②「貸切り航空機を利用するコース」：
パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
 - ③「日本発着時に船舶を利用するコース」：
パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
 - ④「日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、パンフレット上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるもの」：パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
 - ⑤当社の責任とならないローン取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。
- (2) 本項(1)にかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料によります。
 - (3) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができず。
 - ①第12項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第24項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ②第13項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - ④当社がお客様に対し、第4項(9)に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。
 - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
 - (4) 当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。（取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。）。また、本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
 - (5) お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、本項(1)の取消料をお支払いいただき、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。
 - (6) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客

様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (7) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、当該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を差引いた金額を払い戻いたします。

16. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ②お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（第15項(1)の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - ⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。この場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるときは、第15項(1)(2)に定める取消料が必要となります。
 - ⑨お客様が第3項(7)から(9)に該当することが判明したときは旅行契約を解除します。
- (2) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第15項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。また、本項により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

17. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ①お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の円滑な実施を妨げるとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。
 - ⑤お客様が第3項(7)から(9)に該当することが判明したときは旅行契約を解除します。
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービス提供者に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない取消料、違約料、その他の費用に係る金額を差し引いた金額をお客様に払戻します。

18. 旅行代金の払い戻し

当社は、第13項の規定により旅行代金が減額された場合又は第15、16、17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

19. 契約解除後の復旧手配

当社は、第17項(1)の①又は③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を受け付けます。

20. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4)添乗員その他の者の業務は原則として8時から20時までとします。

22. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④日本又は外国官公署の命令、外国人の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償いたします。

23. 特別補償

- (1)当社は第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、

死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対につき10万円を限度とし、お客様1名につき15万円を限度とします）として支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「企画旅行参加中」とはいたしません。

- (2)当社が第22項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプショナルツアー）のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合）、リュージュ、ボブスレー、スカイドビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許書、査証、預金証券・貯金証券（通帳及び現金支払い機用カードを含みます。）各種データその他これに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款で定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いします。ただし、当該変更について当社に第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金ではなく、損害賠償金全額又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備等の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運航計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ②第15項から第17項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行に支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第7項の「基準旅行代金」となります。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又は同等価値以上の物品・サービスの提供をもって補完を行うことがあります。

＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。		
注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3：第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4：第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5：第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。		
注6：第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。		
注7：現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。		

25. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するようつとめなければなりません。

- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当社旅行サービス提供者に申出なければなりません。

26. お客様が発発までに実施する事項

- (1)旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。）
- ①旅券（パスポート）：旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
 - ②査証（ビザ）：旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)保健衛生について
渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- (3)海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

27. 個人情報の取扱について

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- (2)上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望の場合は、当該パンフレットに記載する旅行申込窓口にてご出発の10日前までにお申出ください。（注：10日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申出ください。）
- (3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任をもって管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針の詳細、当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ（<http://www.youmecard.jp/>）の「個人情報保護方針」にてご確認ください。
- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- (6)「当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。」
- (7)個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。
株式会社ゆめカード お客様相談室 TEL：0570-200-171 受付時間 9：00～17：30（元日除く）

なお、当社の個人情報保護管理者は、個人情報安全管理委員会担当取締役です。

28. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取り扱いについて

- (1)お申込み
パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申込みは、ツアーのお申込みと同時に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- (2)本項(1)の国内航空券の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空券の区間について当社が承諾した後は、当該のコースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象とします。
- (3)お取り消し
お客様が申込まれたパンフレット掲載の特別運賃での国内航空券について予約・確保ができず、お客様が当該コースを取り消しする場合は、当該コースに係る所定の取消料をお支払いいただきます。

29. その他

- (1)海外旅行保険
病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払いを受けることは大変困難なため、ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。
- (2)お買い物案内
お客様のご便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産物店にご案内することがありますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)マイレージサービス
航空会社のマイレージサービスに係るお問合せ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更等によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第22項(1)ならびに第24項(1)の責任を負いません。（注）第22項当社の責任及び免責事項 第24項 旅程保証
- (4)事故等のお申出
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。
- (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

30. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めのない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ（<https://izumitravel.jp/>）からもご覧になれます。

31. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2022年4月1日を基準としています。